

確定申告・市県民税申告受付・相談日程表

受付時間	午前の部：午前9時～11時		午後の部：午後1時～4時		
会場	市役所 地区名	泉ヶ丘市民センター 地区名	御代志市民センター 地区名	須屋市民センター 地区名	
2月16日(木)	2月16日(木)～3月3日(金)は市役所での受け付けはしていません。	群 桜路 桜和の丘 そらのまち	※図書館および ルーロ合志(旧 西合志庁舎)の 駐車場の利用は ご遠慮ください	榎ノ本 九州沖縄農研 陽光台	
2月17日(金)		黒石原 西沖住宅 ファーストプレイス合志		黒石 東須屋	
2月20日(月)		武蔵野台		みずき台 南陽	
2月21日(火)		杉並台		新開 県営住宅 堀川 南須屋	
2月22日(水)		杉並台 ポレスター光の森		須屋	
2月24日(金)		泉ヶ丘		須屋	
2月27日(月)		泉ヶ丘		上須屋	
2月28日(火)		泉ヶ丘 すずかけ台		上須屋	
3月1日(水)		すずかけ台		西須屋団地 黒石団地	
3月2日(木)		永江団地		黒石団地	
3月3日(金)		永江団地 沖野台 笹原		若原	
3月6日(月)		出分 新古閑 上古閑 御領 野付		御代志 南原住宅	
3月7日(火)		合志中央団地 竹迫住宅 新迫 上町 横町 下町 アンビー 日向		大池 東大池 木原野 ユトリック団地	
3月8日(水)		二子 油古閑 原口 原口下 平島		中尾 芝原 東 城 くぬぎヶ丘団地 外園 湯之端	※須屋市民セン ターの駐車場は 建物右奥のグラ ウンドをご利用 ください
3月9日(木)	上庄 鹿水	上生 北 本村 辻 小池			
3月10日(金)	山下団地 栄住宅 栄温泉団地 新栄温泉団地 後川辺 中林	小合志 高木 江良 合生住宅 灰塚			
3月13日(月)	地区指定なし受け付け	黒松 辻久保 弘生 生坪 立割 桑木鶴団地			
3月14日(火)	地区指定なし受け付け	地区指定なし受け付け			
3月15日(水)	地区指定なし受け付け	地区指定なし受け付け			

市の申告会場では受け付けできない申告

- 以下を含む申告は税務署での申告をお願いします。
- 住宅ローン控除を初めて申告する人
- 青色申告、消費税、贈与税
- 譲渡所得(土地・建物など、株式)
- 免税所得
- 配当、FX等取引などによる所得、先物取引所得
- ※詳しくは税務署にお問い合わせください
- 問い合わせ先 税務課 ☎248-1114

市ホームページにも
確定申告の情報を掲載しています▶



市の申告会場に関する注意事項

- 申告はできるだけ地区指定日をお願いします。地区指定のない日は長時間お待たせする場合があります。
- 申告会場は午前8時30分頃に開場します。
- 午前の部の番号札は午前8時30分から、午後の部の番号札は午前11時から配布します。
- 令和4年分の確定申告からe-Taxを利用して申告を受け付けます。e-Taxの利用に必要な利用者識別番号を税務署で取得していない人は、申告受付前に取得の手続きをしますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 会場はマスクの着用必須とし、体温が37.5℃以上の方は入場をお断りします。

確定申告・市県民税申告はお早めに

令和4年分の所得税の確定申告は2月16日(木)から3月15日(水)までです。
確定申告期間中、菊池税務署の他に市でも申告会場を開設しています。

菊池税務署での申告・電話相談

菊池税務署(菊池市隈府874-1)
☎0968(25)2121
※音声ガイダンス0番

▶確定申告受け付け日程

入場には入場整理券が必要です。当日の整理券配布または、国税庁LINE相談を申し込むからオンライン発行をご利用ください。

とき	2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜・日曜日・祝日を除く 午前9時～午後4時	
▲国税庁LINE		

▶確定申告のご相談は確定申告電話相談センターへ

1月16日(月)から3月15日(水)まで、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、確定申告電話相談センターを開設しています。菊池税務署にお問い合わせください。

会場内でもスマホ申告
申告相談会場では、原則、**申告する人のスマートフォンにより**申告書の作成・送信を行ないます。
確定申告時期は例年大変混雑します。
国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」を利用して、**ご自宅からの作成・送信**にご協力をお願いします。

作成コーナー

確定申告書等
作成コーナー

所得税の確定申告が必要な人

- 事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、令和4年分の所得合計が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
- 給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②2カ所以上から給与を受けている人
 - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ※給与所得者などで、給与などから源泉徴収税額がある人は、所得控除の追加などの申告をすると所得税の一部が返ってくる場合があります

市県民税申告が必要な人

- 令和5年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに当てはまる人
 - ①令和4年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
 - ②令和4年分の課税所得はないが、障害年金、遺族年金、傷病手当などの非課税所得がある人
 - ③国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
 - ④市外に居住する人(単身赴任など)に扶養されている人など
- ※税務署に確定申告をした人や令和4年分の所得が給与所得だけで年末調整の済んでいる人は、申告の必要がありません
- ※市内に居住する人に扶養されている人で、所得証明書などが必要な場合は、申告が必要です

公的年金等の収入がある人の申告

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税について確定申告をする必要はありません(市県民税の申告が必要な場合があります)。この場合でも医療費控除など所得税の還付を受けるには、確定申告をする必要があります。

申告に必要なもの

- 収入や必要経費を集計した書類(給与・年金の源泉徴収票、報酬・謝金などの支払調書、収支内訳書など)
- 各種控除を証明できる書類(国民健康保険税・介護保険料・社会保険料・寄付金の領収書や生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書)
- ※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です
- 金融機関などの口座番号がわかるもの
- マイナンバーカード、またはマイナンバー記載の住民票の写しなど番号確認書類と運転免許証など身分証明書
- 税務署から確定申告のお知らせはがきが届いた人はそのはがき
- 利用者識別番号を取得している人は番号がわかるもの

申告をしないままですと

令和4年中の所得の確定ができないため、保育園入園・公営住宅入居などの手続きに必要な市県民税の各種証明書が発行できなくなることがあります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。